

熊本市公報

第 1362 号

発行所 熊本中央区手取本町 1 番 1 号

熊本市総務局総務課

発行日 毎月 15 日・末日

目 次

規 則

○熊本市ふれあい広場条例施行規則の一部を改正する規則（規則第 69 号）	1251
○熊本市城南地区嘱託員設置規則の一部を改正する規則（規則第 70 号）	1252
○熊本市事務分掌規則の一部を改正する規則（規則第 71 号）	1253
○熊本市住宅用家屋証明事務に関する規則の一部を改正する規則（規則第 72 号）	1255
○熊本市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第 73 号）	1260

訓 令

○熊本市事務決裁に関する訓令の一部を改正する訓令（訓令第 11 号）	1263
------------------------------------	------

告 示

○差押調書（謄本）及び配当計算書の公示送達（告示第 706 号）	1264
○放置自転車の売却等（告示第 707 号）	1264
○放置自転車の売却等（告示第 708 号）	1264
○放置自転車の売却等（告示第 709 号）	1264
○介護保険法による指定居宅サービス事業の廃止（告示第 711 号）	1265
○住居表示実施区域の街区の変更及び廃止（告示第 712 号）	1265
○県道の区域変更（告示第 714 号）	1266
○県道の供用開始（告示第 715 号）	1266
○国道の区域変更（告示第 717 号）	1267
○市道の区域変更（告示第 718 号）	1267
○市道の供用開始（告示第 719 号）	1268
○屋外広告物法による保管した広告物又は掲出物（告示第 720 号）	1268
○放置自転車の移動及び返還（告示第 721 号）	1268
○市道の供用開始（告示第 723 号）	1269
○放置自転車の売却等（告示第 724 号）	1270
○認可地縁団体の告示事項の一部変更（告示第 725 号）	1270
○指定居宅サービス事業者等の指定更新（告示第 726 号）	1270
○介護保険法による指定居宅サービス事業者等の指定（告示第 727 号）	1272
○平成 24 年度市税督促状の公示送達（告示第 728 号）	1273
○交付要求通知書の公示送達（告示第 730 号）	1273
○生活保護法等による医療機関の指定（告示第 731 号）	1273
○生活保護法による指定医療機関の変更（告示第 732 号）	1274
○生活保護法による指定医療機関の廃止（告示第 733 号）	1274

○生活保護法による指定医療機関の辞退（告示第 734 号）	1275
○生活保護法等による介護機関の指定（告示第 735 号）	1275
○生活保護法による指定介護機関の変更（告示第 736 号）	1276
○生活保護法による指定介護機関の廃止（告示第 737 号）	1277
○介護保険法による指定居宅サービス事業者等の指定（告示第 738 号）	1277
○介護保険法による指定居宅サービス事業者等の指定（告示第 739 号）	1277
○介護保険法による指定居宅サービス事業者等の指定（告示第 740 号）	1278
○介護療養型医療施設の指定辞退（告示第 741 号）	1278
○介護保険法による指定居宅サービス事業の廃止（告示第 742 号）	1278
○介護保険法による指定居宅介護支援事業者の指定（告示第 743 号）	1279
○介護保険法による指定居宅サービス事業者等の指定（告示第 744 号）	1279
○介護保険法による指定居宅サービス事業者等の指定（告示第 745 号）	1279
○介護保険法による指定居宅サービス事業者等の指定（告示第 746 号）	1280

公 告

○平成 25 年度熊本市保育所設置認可に係る募集要領（公告第 658 号）	1280
○開発行為に関する工事の完了（公告第 659 号）	1281
○開発行為に関する工事の完了（公告第 661 号）	1281
○開発行為に関する工事の完了（公告第 662 号）	1282
○開発行為に関する工事の完了（公告第 663 号）	1282
○開発行為に関する工事の完了（公告第 664 号）	1282
○開発行為に関する工事の完了（公告第 665 号）	1282
○熊本市が発注する物品競争入札（見積）に参加を希望する者に必要な資格等（公告第 666 号）	1283
○城南町中央土地区画整理組合の換地処分完了（公告第 667 号）	1284
○開発行為に関する工事の完了（公告第 668 号）	1285
○開発行為に関する工事の完了（公告第 669 号）	1285
○開発行為に関する工事の完了（公告第 670 号）	1285
○開発行為に関する工事の完了（公告第 671 号）	1285
○開発行為に関する工事の完了（公告第 672 号）	1286
○開発行為に関する工事の完了（公告第 673 号）	1286
○農業振興地域整備計画の変更（公告第 674 号）	1286
○開発行為に関する工事の完了（公告第 675 号）	1287

西 区

○住民票の職権消除（西区告示第 8 号）	1287
----------------------	------

上下水道局

○熊本市上下水道局事務分掌規程の一部を改正する規程（上下水道局規程第 25 号）	1287
○排水設備指定工事店の指定（上下水道局告示第 58 号）	1288
○平成 26・27 年度熊本市上下水道局物品競争入札（見積）参加資格審査申請 (上下水道局公告第 41 号)	1288

教育委員会

○平成 25 年第 5 回臨時教育委員会会議（教委告示第 13 号）	1289
------------------------------------	------

農業委員会

○農業委員会総会の招集（農委公告第 9 号） 1290

規則

規則 第 69 号

平成25年9月20日

熊本市ふれあい広場条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 幸山政史

熊本市ふれあい広場条例施行規則の一部を改正する規則

熊本市ふれあい広場条例施行規則（平成25年規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「熊本市ふれあい広場パークゴルフ場使用受付簿」を「熊本市ふれあい広場使用受付簿」に改める。

第14条の見出し中「利用者の」を削り、同条中「利用する」を「使用する」に改める。

別表に次のように加える。

ミニサッカー用具（戸島ふれあい広場に限る。）	1セット（ゴール2台及びボール2個）	100円
バドミントン用具（戸島ふれあい広場に限る。）	1セット（ラケット2本及びシャトル1球）	100円
フライングディスク（ドッヂビー用）（戸島ふれあい広場に限る。）	1セット（2枚）	100円

様式第1号中「熊本市ふれあい広場パークゴルフ場使用受付簿」を「熊本市ふれあい広場使用受付簿」に、「クラブ及びボール」を「附属設備」に改める。

附 則

この規則は、平成25年10月1日から施行する。

規 則 第 70 号

平成 25 年 9 月 20 日

熊本市城南地区嘱託員設置規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 幸 山 政 史

熊本市城南地区嘱託員設置規則の一部を改正する規則

熊本市城南地区嘱託員設置規則（平成 22 年規則第 12 号）の一部を次のように改正する。

別表中城南町宮地の一部、城南町今吉野の一部、城南町隈庄の一部及び城南町舞原の一部の項を城南町さんさん 1 丁目及び城南町さんさん 2 丁目の項に改める。

附 則

この規則は、城南町中央土地区画整理事業に係る換地処分の公告があった日の翌日から施行する。

規則 第 71 号

平成 25 年 9 月 26 日

熊本市事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 幸山政史

熊本市事務分掌規則の一部を改正する規則

熊本市事務分掌規則（平成 8 年規則第 38 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 13 項中「計量検査所」の次に「、熊本城調査研究センター」を加え、同条中第 15 項を削り、第 16 項を第 15 項とし、第 17 項から第 22 項までを 1 項ずつ繰り上げる。

別表(7)観光文化交流局の表文化振興課の項事務分掌の欄中第 18 号を第 19 号とし、第 10 号から第 17 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 9 号の次に次の 1 号を加える。

(10) 熊本城調査研究センター（かい）に関すること。

別表(7)観光文化交流局の表埋蔵文化財調査室（かい）の項の次に次のように加える。

熊本城調査 研究センタ ー（かい）	(1) 熊本城一帯の総合的な調査研究に関するこ	
-------------------------	-------------------------	--

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。ただし、第 3 条の改正規定（同条第 13 項に係る部分を除く。）は、公布の日から施行する。

(熊本市物品会計規則の一部改正)

2 熊本市物品会計規則（昭和 40 年規則第 24 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 観光文化交流局の部埋蔵文化財調査室の項の次に次のように加える。

熊本城調査研究センタ 一	主査（庶務担当）	センターに属する物品 事務
-----------------	----------	------------------

規則 第 72 号

平成 25 年 9 月 26 日

熊本市住宅用家屋証明事務に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長　幸山政史

熊本市住宅用家屋証明事務に関する規則の一部を改正する規則

熊本市住宅用家屋証明事務に関する規則（昭和 60 年規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 1 号中「長期優良住宅の普及の促進に関する法律第 9 条第 1 項」を「同法第 9 条第 1 項」に、「長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則第 3 号様式」を「同規則第 3 号様式」に、「第 3 項第 1 号」を「次項第 1 号」に改め、同項中第 8 号を第 9 号とし、第 2 号から第 7 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 当該家屋が都市の低炭素化の促進に関する法律（平成 24 年法律第 84 号）第 2 条第 3 項に規定する低炭素建築物（以下「低炭素建築物」という。）である場合においては、都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成 24 年国土交通省令第 86 号）様式第 5 による申請書の副本及び同規則様式第 6 による認定通知書（同法第 56 条に規定する認定低炭素建築物新築等計画について同法第 55 条第 2 項において準用する同法第 54 条第 1 項の規定による変更の認定を受けた場合には、同規則様式第 7 による申請書の副本及び同規則様式第 8 による認定通知書。次項第 2 号において同じ。）

第 2 条第 3 項中第 10 号を第 11 号とし、第 9 号を第 10 号とし、第 8 号を第 9 号とし、同項第 7 号中「第 2 項第 3 号ア」を「前項第 4 号ア」に改め、同号を同項第 8 号とし、同項中第 6 号を第 7 号とし、第 5 号を第 6 号とし、第 4 号を第 5 号とし、同項第 3 号中「第 2 項第 3 号ア」を「前項第 4 号ア」に改め、同号を同項第 4 号とし、

同項中第 2 号を第 3 号とし、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 当該家屋が低炭素建築物である場合においては、都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則様式第 5 による申請書の副本及び同規則様式第 6 による認定通知書

第 2 条第 4 項中第 6 号を第 7 号とし、第 5 号を第 6 号とし、同項第 4 号中「記載された」を「記録された」に改め、同号を同項第 5 号とし、同項第 3 号の次に次の 1 号を加える。

(4) 建築後 25 年を超える家屋（当該家屋が耐火建築物（登記簿に記録された当該家屋の構造が石造、れんが造、コンクリートブロック造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造である建物をいう。以下この号において同じ。）である場合に限る。）又は建築後 20 年を超える家屋（当該家屋が耐火建築物以外の家屋である場合に限る。）について証明を受けようとする場合は、次のいずれかの書類

ア 建築士（建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の 3 第 1 項の規定により登録された建築士事務所に属する建築士で、当該家屋が同法第 3 条第 1 項各号に掲げる建築物であるときには一級建築士に、同法第 3 条の 2 第 1 項各号に掲げる建築物であるときには二級建築士に限る。）、建築基準法第 77 条の 21 第 1 項に規定する指定確認検査機関、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 11 年法律第 81 号）第 5 条第 1 項に規定する登録住宅性能評価機関又は特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成 19 年法律第 66 号）第 17 条第 1 項の規定による指定を受けた同項に規定する住宅瑕疵担保責任保険法人（以下「保険法人」という。）が当該家屋について建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 3 章及び第 5 章の 4 の規定又は租税特別措置法施行令第 24 条の 2 第 3 項第 1 号、第 26 条第 2 項第 2 号、第 40 条の 5 第 2 項第 2 号及び第 42 条第 1 項第 2 号に規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定める基準（平成 17 年国土交通省告示第 393 号）に適合するものである旨を証する書類（当該家屋の取得の日前 2 年以内に当該証明のための家屋の調査が終了したものに限る。）

イ 当該家屋について交付された住宅の品質確保の促進等に関する法律第 5 条第

1 項に規定する住宅性能評価書の写し（当該家屋の取得の日前 2 年以内に評価されたもので、日本住宅性能表示基準（平成 13 年国土交通省告示第 1346 号）別表 2-1 の 1-1 耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）に係る評価が等級 1、等級 2 又は等級 3 であるものに限る。）

ウ 当該家屋に係る既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約（次に掲げる要件に適合する保険契約であって、当該家屋の取得の日前 2 年以内に締結されたものに限る。）が締結されていることを証する書類

(ア) 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第 19 条第 2 号の規定に基づき保険法人が引受けを行うものであること。

(イ) 当該家屋の構造耐力上主要な部分（住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令（平成 12 年政令第 64 号）第 5 条第 1 項に規定する構造耐力上主要な部分をいう。以下同じ。）に隠れた瑕疵（構造耐力に影響のないものを除く。以下同じ。）がある場合において、次の a 又は b に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ a 又は b に定める損害を填補することであること。

a 宅地建物取引業者（特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第 2 条第 3 項に規定する宅地建物取引業者をいう。以下同じ。）が売主である場合 既存住宅売買瑕疵担保責任（建築後使用されたことのある住宅の用に供する家屋の売買契約において、宅地建物取引業者が負うこととされている民法（明治 29 年法律第 89 号）第 570 条において準用する同法第 566 条第 1 項に規定する担保の責任をいう。）を履行することによって生じた当該宅地建物取引業者の損害

b 宅地建物取引業者以外の者が売主である場合 既存住宅売買瑕疵保証責任（保証者（建築後使用されたことのある住宅の用に供する家屋の構造耐力上主要な部分に隠れた瑕疵がある場合において、買主に生じた損害を填補することを保証する者をいう。以下同じ。）が負う保証の責任をいう。）を履行することによって生じた保証者の損害

様式第 1 号中

「

租税特別措置法施行令

」

を

「

(1) 第41条
特定認定長期優良住宅以外
ア 新築されたもの
イ 建築後使用されたことのないもの
特定認定長期優良住宅
ウ 新築されたもの
エ 建築後使用されたことのないもの

(2) 第42条第1項(建築後使用されたことのあるもの)

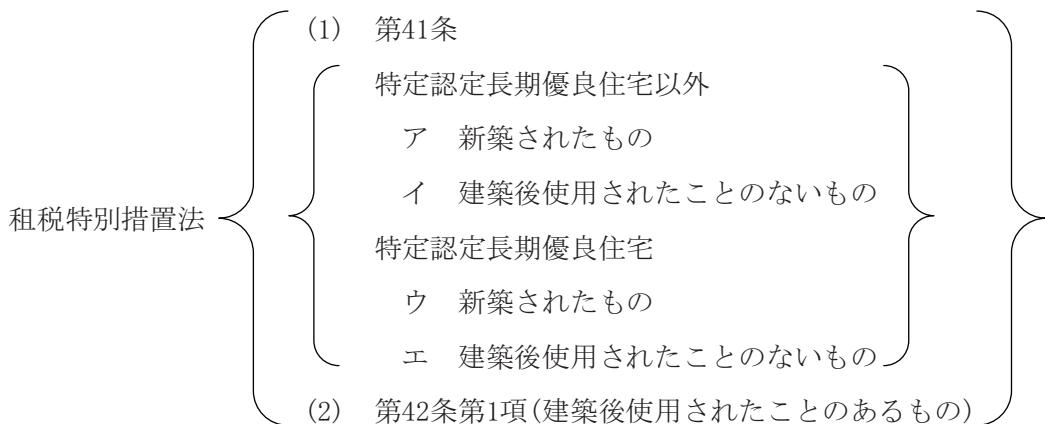
租税特別措置法施行令

」

に改め、同様式備考第 1 項中「エ」を「カ」に改め、同様式備考第 2 項中「又はエ」を「、エ又はカ」に改め、同様式備考第 3 項中「又はウ」を「、ウ又はオ」に改め、同様式備考第 4 項中「若しくはエ」を「、エ若しくはカ」に改め、同様式備考第 6 項及び第 7 項中「記載された」を「記録された」に改める。

様式第 3 号中

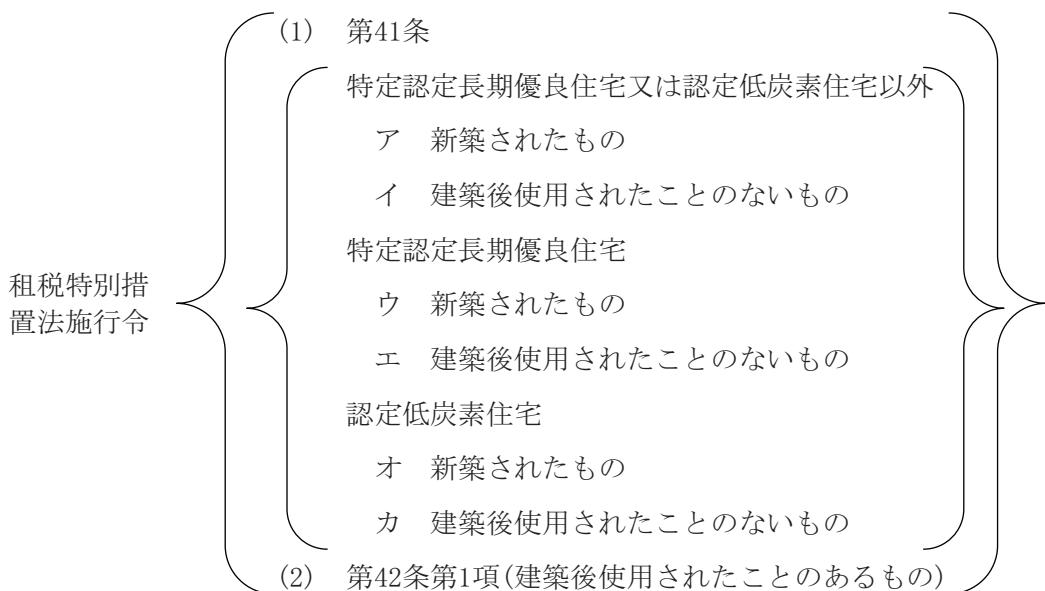
「



」

を

「



」

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規則 第 73 号

平成 25 年 9 月 26 日

熊本市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 幸山政史

熊本市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則の一部を改正する規則

熊本市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則（平成 2 年規則第 65 号）の一部を次のように改正する。

様式第 2 号の 6 中

「

省令第 5 条の 4 第 6 号に掲げる事項			
(ふりがな) 氏名	生年月日	本	籍
	役職名・呼称	住	所

」

を

「

省令第 5 条の 4 第 6 号に掲げる事項			
(変更内容が法人に係るものである場合) ※法定代理人、株主及び出資をしている者の変更			
(ふりがな) 名称	住	所	

(変更内容が個人に係るものである場合) ※法定代表人、役員(法定代表人が法人である場合の当該法人の役員を含む。)、株主、出資をしている者及び使用人の変更

(ふりがな) 氏名	生年月日	本	籍
	役職名・呼称	住	所

」

に改める。

様式第 5 号中

「

変更した事項の内容(省令第 2 条の 6 第 1 項第 2 号に掲げる事項)

(ふりがな) 氏名	生年月日	本	籍
	役職名・呼称	住	所

」

を

「

変更した事項の内容(省令第 2 条の 6 第 1 項第 2 号に掲げる事項)

(変更内容が法人に係るものである場合) ※法定代表人、株主及び出資をしている者の変更

(ふりがな) 名称	住	所

(変更内容が個人に係るものである場合) ※法定代表人、役員(法定代表人が法人である場合の当該法人の役員を含む。)、株主、出資をしている者及び使用人の変更

(ふりがな) 氏名	生年月日	本	籍
	役職名・呼称	住	所

」

に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前において、この規則による改正前の熊本市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則の規定に基づき作成された用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができるものとする。

訓 令

訓 令 第 11 号

平成 25 年 9 月 26 日

熊本市事務決裁に関する訓令の一部を次のように改正する。

熊本市長 幸山政史

熊本市事務決裁に関する訓令の一部を改正する訓令

熊本市事務決裁に関する訓令(平成 8 年訓令第 3 号)の一部を次のように改正する。

別表第 3 中「第 16 条第 7 項」を「第 16 条第 9 項」に、「埋蔵文化財調査室」「埋蔵文化財調査室」
を
に改める。
熊本城調査研究センター」

附 則

この訓令は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。ただし、別表第 3 の改正規定(「第 16 条第 7 項」を「第 16 条第 9 項」に改める部分に限る。)は、令達の日から施行する。

告示

告示 第 706 号

平成 25 年 9 月 17 日

国税徴収法（昭和 34 年法律第 147 号）第 54 条の規定に基づく差押調書（謄本）及び同法第 31 条第 3 号の規定に基づく配当計算書の送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 及び熊本市税条例（昭和 25 年告示第 89 号）第 13 条の規定に基づき公示する。

なお、当該書類は熊本市財政局納税課に保管し、送達を受けるべき者の申し出により交付する。

熊本市長 幸山政史

送達を受けるべき者の住所及び氏名（登載省略）

1 人

告示 第 707 号

平成 25 年 9 月 17 日

熊本市自転車の安全利用及び駐車対策等に関する条例（昭和 60 年条例第 31 号）第 12 条、第 13 条第 2 項及び第 16 条第 1 項の規定に基づいて移動・保管した自転車を、同条例第 14 条第 2 項及び第 16 条第 2 項並びに同条例施行規則（昭和 61 年規則第 7 号）第 18 条の規定に基づき売却等を行うので、同条例施行規則第 17 条に基づき次のとおり告示する。

熊本市長 幸山政史

1 売却又は廃棄の対象となる自転車の種別、形式、色その他自転車等を特定する事項（登載省略）

2 売却又は廃棄の年月日

平成 25 年 9 月 17 日

3 売却又は廃棄の台数

自転車 128 台

告示 第 708 号

平成 25 年 9 月 17 日

熊本市自転車の安全利用及び駐車対策等に関する条例（昭和 60 年条例第 31 号）第 12 条、第 13 条第 2 項及び第 16 条第 1 項の規定に基づいて移動・保管した自転車を、同条例第 14 条第 2 項及び第 16 条第 2 項並びに同条例施行規則（昭和 61 年規則第 7 号）第 18 条の規定に基づき売却等を行うので、同条例施行規則第 17 条に基づき次のとおり告示する。

熊本市長 幸山政史

1 売却又は廃棄の対象となる自転車の種別、形式、色その他自転車等を特定する事項（登載省略）

2 売却又は廃棄の年月日

平成 25 年 9 月 17 日

3 売却又は廃棄の台数

自転車 154 台

告示 第 709 号

平成 25 年 9 月 17 日

熊本市自転車の安全利用及び駐車対策等に関する条例（昭和 60 年条例第 31 号）第 12 条、第 13 条第 2 項及び第 16 条第 1 項の規定に基づいて移動・保管した自転車を、同条例第 14 条第 2 項及び第 16 条第 2 項並びに同条例施行規則（昭和 61 年規則第 7 号）第 18 条の規定に基づき売却等を行うので、同条例施行規則第 17 条に基づき次のとおり告示する。

熊本市長 幸山政史

- 1 売却又は廃棄の対象となる自転車の種別、形式、色その他自転車等を特定する事項（登載省略）
 2 売却又は廃棄の年月日
 平成 25 年 9 月 17 日
 3 売却又は廃棄の台数
 自転車 85 台

告示 第 711 号

平成 25 年 9 月 18 日

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 75 条第 2 項の規定による届出がされたので、同法第 78 条及び同法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 131 条の 2 の規定により、次のとおり告示する。

熊本市長 幸山政史

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名	廃止年月日	サービスの種類
437010 1182	株式会社熊本クボタ ライフ熊本営業所 熊本市西区花園一丁目 4 番 2 号	株式会社中九州クボタ 熊本市西区花園一丁目 4 番 2 号 代表取締役 西山 忠彦	平成 23 年 9 月 1 日	福祉用具 貸与

告示 第 712 号

平成 25 年 9 月 18 日

住居表示に関する法律（昭和 37 年法律第 119 号）第 3 条第 3 項に基づき、平成 11 年告示第 1 号及び平成 13 年告示第 3 号で告示した住居表示区域の一部について、街区の変更及び廃止を行うため、熊本市住居表示に関する条例（昭和 38 年条例第 42 号）第 2 条の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸山政史

1 街区を変更する区域

熊本市北区龍田陳内二丁目 16 番、17 番

熊本市南区荒尾一丁目 11 番

街区を廃止する区域

熊本市北区龍田陳内二丁目 18 番、19 番、20 番、22 番

熊本市南区荒尾一丁目 12 番、13 番、14 番

2 実施期日

平成 25 年 9 月 18 日

3 街区符号及び基礎番号

【龍田陳内二丁目】

変更・廃止前			変更・廃止後		
町名	街区符号	基礎番号	町名	街区符号	基礎番号
	16 番	1~38		16 番	1~31
	17 番	1~42		17 番	特定番号
	18 番	1~33		18 番	廃止

19番	1~26	19番	廃止
20番	1~31	20番	廃止
22番	1~17	22番	廃止

【荒尾一丁目】

変更・廃止前			変更・廃止後		
町名	街区符号	基礎番号	町名	街区符号	基礎番号
荒尾一丁目	11番	1~55	荒尾一丁目	11番	特定番号
	12番	1~55		12番	廃止
	13番	1~34		13番	廃止
	14番	1~55		14番	廃止

告示第 714 号

平成 25 年 9 月 19 日

県道の区域を次のように変更するので、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき告示する。

その関係書類は、告示の日から 2 週間、熊本市都市建設局土木管理課において一般の縦覧に供する。

熊本市長 幸山政史

道路の種類	路線名	道路の区域			
		区間	旧新の別	敷地の幅員(m)	延長(m)
一般県道	熊本空港線	東区八反田三丁目 3207 番 1 地先から 東区長嶺西三丁目 3221 番 1 地先まで	旧	9.5 ～ 12.8	85.0
				9.5 ～ 10.5	90.5
		東区八反田三丁目 3207 番 1 地先から 東区長嶺西三丁目 3221 番 1 地先まで	新	9.5 ～ 12.8	85.0

告示第 715 号

平成 25 年 9 月 19 日

県道の供用を開始するので、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき告示する。

その関係書類は、告示の日から 2 週間、熊本市都市建設局土木管理課において一般の縦覧に供する。

熊本市長 幸山政史

道路の種類	路線名	道路の区域	供用開始の期日
		区間	
一般県道	熊本空港線	東区八反田三丁目 3207 番 1 地先から 東区長嶺西三丁目 3221 番 1 地先まで	平成 25 年 9 月 19 日

告示 第 717 号

平成 25 年 9 月 20 日

国道の区域を次のように変更するので、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき告示する。

その関係書類は、告示の日から 2 週間、熊本市都市建設局土木管理課において一般の縦覧に供する。

熊本市長 幸山政史

道路の種類	路線名	道路の区域			
		区間	旧新の別	敷地の幅員 (m)	延長 (m)
一般国道	387 号	合志市須屋字西谷 676 番 7 地先から 北区鶴羽田一丁目 633 番 1 地先まで	旧	41.8 ～ 47.0	18.9
		合志市須屋字西谷 676 番 7 地先から 北区鶴羽田一丁目 633 番 1 地先まで	新	37.9 ～ 39.3	18.9

告示 第 718 号

平成 25 年 9 月 20 日

市道の区域を次のように変更するので、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき告示する。

その関係書類は、告示の日から 2 週間、熊本市都市建設局土木管理課において一般の縦覧に供する。

熊本市長 幸山政史

整理番号	路線名	道路の区域			
		区間	旧新の別	敷地の幅員 (m)	延長 (m)
4071	鶴羽田町改寄 町第 1 号線	北区鶴羽田一丁目 519 番 8 地先から 北区鶴羽田一丁目 641 番地先まで	旧	11.9 ～ 13.9	73.3

		北区鶴羽田一丁目 519 番 8 地先から 北区鶴羽田町 512 番 1 地先まで	新	11. 9 ～ 30. 7	73. 3
--	--	--	---	---------------------	-------

告示 第 719 号

平成 25 年 9 月 20 日

市道の供用を開始するので、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき告示する。

その関係書類は、告示の日から 2 週間、熊本市都市建設局土木管理課において一般の縦覧に供する。

熊本市長 幸山政史

整理番号	路線名	道路の区域	供用開始の期日
		区間	
4071	鶴羽田町改寄町第 1 号線	北区鶴羽田一丁目 519 番 8 地先から 北区鶴羽田町 512 番 1 地先まで	平成 25 年 9 月 20 日

告示 第 720 号

平成 25 年 9 月 20 日

屋外広告物法（昭和 24 年法律第 189 号）第 8 条第 2 項の規定に基づき保管した広告物又は掲出物件について、次のとおり告示する。

熊本市長 幸山政史

撤去日	名称 又は種類	数量	撤去場所	保管 開始日
9 月 6 日	はり札等	2	近見	9 月 7 日
9 月 9 日	はり札等	1	長嶺	9 月 10 日
9 月 12 日	はり札等	2	大江	9 月 13 日
9 月 13 日	はり札等	1	川尻	9 月 14 日
9 月 17 日	立看板等	1	下南部	9 月 18 日

保管場所 熊本市花畠別館（熊本市中央区花畠町 3-1）

告示 第 721 号

平成 25 年 9 月 20 日

熊本市自転車の安全利用及び駐車対策等に関する条例（昭和 60 年条例第 31 号）第 12 条、第 13 条第 2 項及び第 16 条第 1 項の規定に基づき、放置自転車を移動・保管したので、同条例第 14 条第 1 項及び第 16 条第 2 項の規定により、次のとおり告示する。

熊本市長 幸山政史

1 自転車が放置されていた場所、移動・保管した年月日、保管の場所及び期間

(1) 自転車を移動保管した年月日及び放置されていた場所

- ア 平成 25 年 9 月 2 日 手取エリア、銀座通りエリア、上通エリア、並木坂エリア
 イ 平成 25 年 9 月 3 日 手取エリア、銀座通りエリア、新市街エリア
 ウ 平成 25 年 9 月 4 日 武蔵塚駅前バイク駐輪場
 エ 平成 25 年 9 月 5 日 熊本駅自転車駐車場、熊本駅前自転車駐輪場
 オ 平成 25 年 9 月 6 日 東区草葉町 9 、新市街エリア、手取エリア、上通エリア、並木坂エ
 リア
 カ 平成 25 年 9 月 9 日 西区花園五丁目 17 、新市街エリア、手取エリア、銀座通りエリア、
 水道町エリア、辛島エリア
 キ 平成 25 年 9 月 10 日 手取エリア、銀座通りエリア、東区帶山四丁目 7 、新市街エリア、
 中央区坪井一丁目 9
 ク 平成 25 年 9 月 12 日 東区渡鹿八丁目 22 、森都心プラザ、上熊本仮設駐輪場

(2) 保管の場所 平成第 2 自転車保管所

(3) 保管の期間 平成 25 年 1 月 22 日まで

2 移動・保管台数

自転車 301 台

3 返還事務を行う曜日・時間

月曜日から土曜日まで

午前 10 時から午後 4 時 30 分まで

日曜日、祝祭日及び 1 月 29 日から翌年 1 月 3 日までは返還事務を行わない。

4 返還を受けるための必要事項

自転車の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名を証する書類、印鑑、自転車の鍵、返還通知書等当該自転車等の利用者又は所有者であることを証する書類及び移動保管料を市長に提示等しなければならない。

5 連絡先(返還事務を行う場所)

平成第 2 自転車保管所(電話 096-370-5606)

熊本市中央区平成二丁目 235 番(平成跨線橋下)

告示第 723 号

平成 25 年 9 月 24 日

市道の供用を開始するので、道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 18 条第 2 項の規定に基づき告示する。

その関係書類は、告示の日から 2 週間、熊本市都市建設局土木管理課において一般の縦覧に供する。

熊本市長 幸山政史

整理番号	路線名	道路の区域	供用開始の期日
		区間	
4010	子飼本町大江 6 丁目第 1 号線	中央区西子飼町 10 番 45 地先から 中央区新屋敷二丁目 24 番 6 地先まで	平成 25 年 9 月 24 日

告示 第 724 号

平成 25 年 9 月 24 日

熊本市自転車の安全利用及び駐車対策等に関する条例（昭和 60 年条例第 31 号）第 12 条、第 13 条第 2 項及び第 16 条第 1 項の規定に基づいて移動・保管した自転車を、同条例第 14 条第 2 項及び第 16 条第 2 項並びに同条例施行規則（昭和 61 年規則第 7 号）第 18 条の規定に基づき売却等を行うので、同条例施行規則第 17 条に基づき次のとおり告示する。

熊本市長 幸山政史

- 1 売却又は廃棄の対象となる自転車の種別、形式、色その他自転車等を特定する事項（登載省略）
- 2 売却又は廃棄の年月日
平成 25 年 9 月 24 日
- 3 売却又は廃棄の台数
自転車 111 台

告示 第 725 号

平成 25 年 9 月 24 日

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項の認可をした団体から、同条第 11 項に規定する変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸山政史

- 1 団体の名称
松尾町第 2 町内自治会
- 2 変更があった事項及びその内容
 - (1) 代表者の氏名及び住所
「杉野 勝典 熊本市松尾町上松尾 2684 番地」を「平川 康征 熊本市西区松尾町上松尾 2680 番地」に改める。

告示 第 726 号

平成 25 年 9 月 25 日

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項本文の指定、同法第 46 条第 1 項の指定及び同法第 53 条第 1 項本文の指定を更新したので、同法第 78 条及び同法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 131 条の 2、同法第 85 条及び同法施行規則第 133 条の 2 並びに同法第 115 条の 10 及び同法施行規則第 140 条の 23 の規定により告示する。

熊本市長 幸山政史

事業所番号	サービス名	指定(更新)日	事業所名称	所在地	申請者名称	主事務所所在地	代表者職名	代表者名
43601 90500	訪問看護	平成 25 年 12 月 1 日	セントケア 訪問看護ステーション 熊本	熊本中央区十 禅寺一丁目 3 番 1 号	セントケア九州株式会社	熊本中央区十 禅寺一丁目 3 番 1 号	代表取締役	東 善郎
43601 90500	介護予防 訪問看護	平成 25 年 12 月 1 日	セントケア 訪問看護ステーション 熊本	熊本中央区十 禅寺一丁目 3 番 1 号	セントケア九州株式会社	熊本中央区十 禅寺一丁目 3 番 1 号	代表取締役	東 善郎
43701 06058	福祉用具 貸与	平成 25 年 11 月 1 日	ホワシ熊本	熊本東区小山 五丁目 19 番 5 5 号	株式会社ケア 一ズホワシ	熊本東区小山 五丁目 19 番 5 5 号	代表取締役	帆鷺 輝 誌男

43701 06058	介護予防 福祉用具 貸与	平成25年 11月1日	ホワシ熊本	熊本市東区小山 五丁目19番5 5号	株式会社ケア 一ズホワシ	熊本市東区小山 五丁目19番5 5号	代表取 締役	帆鷺 輝 誌男
43701 06058	特定福祉 用具販売	平成25年 11月1日	ホワシ熊本	熊本市東区小山 五丁目19番5 5号	株式会社ケア 一ズホワシ	熊本市東区小山 五丁目19番5 5号	代表取 締役	帆鷺 輝 誌男
43701 06058	特定介護 予防福祉 用具販売	平成25年 11月1日	ホワシ熊本	熊本市東区小山 五丁目19番5 5号	株式会社ケア 一ズホワシ	熊本市東区小山 五丁目19番5 5号	代表取 締役	帆鷺 輝 誌男
43701 06066	居宅介護 支援	平成25年 11月1日	わんどう	熊本市西区河内 町河内1154 番地	NPO法人さ さえ愛ひかり の家	熊本市西区河内 町河内1154 番地	理事長	井元 武 人
43701 06074	居宅介護 支援	平成25年 11月1日	ケアプラン 事業所・ひ がし	熊本市北区小糸 山町18番地3	株式会社ケア プラン事業 所・ひがし	熊本市北区小糸 山町18番地3	代表取 締役	東 優子
43701 06082	訪問介護	平成25年 11月1日	ライフワン 熊本ケアセ ンター	熊本市中央区新 町二丁目12番 26号	株式会社ライ フワン	福岡県春日市惣 利六丁目107 番地	代表取 締役	伊牟田 裕子
43701 06082	介護予防 訪問介護	平成25年 11月1日	ライフワン 熊本ケアセ ンター	熊本市中央区新 町二丁目12番 26号	株式会社ライ フワン	福岡県春日市惣 利六丁目107 番地	代表取 締役	伊牟田 裕子
43701 06090	訪問介護	平成25年 12月1日	セントケア 熊本	熊本市中央区水 前寺四丁目54 番21号	セントケア九 州株式会社	熊本市中央区十 禅寺一丁目3番 1号	代表取 締役	東 善郎
43701 06090	介護予防 訪問介護	平成25年 12月1日	セントケア 熊本	熊本市中央区水 前寺四丁目54 番21号	セントケア九 州株式会社	熊本市中央区十 禅寺一丁目3番 1号	代表取 締役	東 善郎
43701 06090	訪問入浴 介護	平成25年 12月1日	セントケア 熊本	熊本市中央区水 前寺四丁目54 番21号	セントケア九 州株式会社	熊本市中央区十 禅寺一丁目3番 1号	代表取 締役	東 善郎
43701 06090	介護予防 訪問入浴 介護	平成25年 12月1日	セントケア 熊本	熊本市中央区水 前寺四丁目54 番21号	セントケア九 州株式会社	熊本市中央区十 禅寺一丁目3番 1号	代表取 締役	東 善郎
43701 06090	居宅介護 支援	平成25年 12月1日	セントケア 熊本	熊本市中央区水 前寺四丁目54 番21号	セントケア九 州株式会社	熊本市中央区十 禅寺一丁目3番 1号	代表取 締役	東 善郎
43701 06108	訪問介護	平成25年 12月1日	セントケア 健軍	熊本市東区東野 四丁目6番26 号 KSビルマ ンション1階	セントケア九 州株式会社	熊本市中央区十 禅寺一丁目3番 1号	代表取 締役	東 善郎
43701 06108	介護予防 訪問介護	平成25年 12月1日	セントケア 健軍	熊本市東区東野 四丁目6番26 号 KSビルマ ンション1階	セントケア九 州株式会社	熊本市中央区十 禅寺一丁目3番 1号	代表取 締役	東 善郎

43701 06116	福祉用具 貸与	平成25年 12月1日	セントケア 熊本福祉用 具	熊本市中央区十 禅寺一丁目3番 1号	セントケア九 州株式会社	熊本市中央区十 禅寺一丁目3番 1号	代表取 締役	東 善郎
43701 06116	介護予防 福祉用具 貸与	平成25年 12月1日	セントケア 熊本福祉用 具	熊本市中央区十 禅寺一丁目3番 1号	セントケア九 州株式会社	熊本市中央区十 禅寺一丁目3番 1号	代表取 締役	東 善郎
43701 06116	特定福祉 用具販売	平成25年 12月1日	セントケア 熊本福祉用 具	熊本市中央区十 禅寺一丁目3番 1号	セントケア九 州株式会社	熊本市中央区十 禅寺一丁目3番 1号	代表取 締役	東 善郎
43701 06116	特定介護 予防福祉 用具販売	平成25年 12月1日	セントケア 熊本福祉用 具	熊本市中央区十 禅寺一丁目3番 1号	セントケア九 州株式会社	熊本市中央区十 禅寺一丁目3番 1号	代表取 締役	東 善郎
43701 06124	訪問介護	平成25年 12月1日	セントケア 熊本駅前	熊本市中央区十 禅寺一丁目3番 1号	セントケア九 州株式会社	熊本市中央区十 禅寺一丁目3番 1号	代表取 締役	東 善郎
43701 06124	介護予防 訪問介護	平成25年 12月1日	セントケア 熊本駅前	熊本市中央区十 禅寺一丁目3番 1号	セントケア九 州株式会社	熊本市中央区十 禅寺一丁目3番 1号	代表取 締役	東 善郎
43701 06124	居宅介護 支援	平成25年 12月1日	セントケア 熊本駅前	熊本市中央区十 禅寺一丁目3番 1号	セントケア九 州株式会社	熊本市中央区十 禅寺一丁目3番 1号	代表取 締役	東 善郎
43725 00837	訪問介護	平成25年 12月1日	セントケア 植木	熊本市北区植木 町豊田481番 地1 福田アペ ートI102号	セントケア九 州株式会社	熊本市中央区十 禅寺一丁目3番 1号	代表取 締役	東 善郎
43725 00837	介護予防 訪問介護	平成25年 12月1日	セントケア 植木	熊本市北区植木 町豊田481番 地1 福田アペ ートI102号	セントケア九 州株式会社	熊本市中央区十 禅寺一丁目3番 1号	代表取 締役	東 善郎

告 示 第 7 2 7 号

平成25年9月25日

介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第41条第1項本文の指定及び法第53条第1項本文の指定をしたので、法第78条及び法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第131条の2並びに法第115条の10及び法施行規則第140条の23の規定により告示する。

熊本市長 幸山政史

介護保険事業 所番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並びに 代表者の氏名	指定年月日	サービスの 種類
437010 9938	だいき 熊本市東区榎町16番141号	株式会社大喜 熊本市東区榎町16番141号 代表取締役 中本 久子	平成25年 10月1日	訪問介護

437010 9938	だいき 熊本市東区榎町16番141号	株式会社大喜 熊本市東区榎町16番141号 代表取締役 中本 久子	平成 25 年 10月1日	介護予防訪 問介護
----------------	-----------------------	---	------------------	--------------

告示 第 728 号

平成 25 年 9 月 25 日

平成 24 年度市税督促状の送達を受けるべき者の住所又は居所が不明のため、当該書類を送達することができないので、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 及び熊本市税条例（昭和 25 年告示第 89 号）第 13 条の規定に基づき告示する。

なお、督促状は熊本市財政局納税課で保管し、送達を受けるべき者の申し出により交付する。

熊本市長 幸山政史

1 督促状送達の効力の発生日

この掲示を始めた日から起算して 7 日を経過した日

2 督促状の送達を受けるべき者の住所及び氏名（登載省略）

- | | |
|----------------|-------|
| (1) 市県民税（普通徴収） | 5 件 |
| (2) 固定資産税 | 399 件 |
| (3) 軽自動車税 | 612 件 |
| (4) 市県民税（特別徴収） | 21 件 |
| (5) 法人市民税 | 3 件 |

告示 第 730 号

平成 25 年 9 月 26 日

国税徴収法（昭和 34 年法律第 147 号）第 82 条第 2 項及び地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 331 条第 6 項、第 373 条第 7 項及び第 459 条第 6 項の規定に基づく交付要求通知書の送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため、地方税法第 20 条の 2 及び熊本市税条例（昭和 25 年告示第 89 号）第 13 条の規定に基づき告示する。

なお、当該書類は熊本市財政局納税課で保管し、送達を受けるべき者の申し出により交付する。

熊本市長 幸山政史

1 送達を受けるべき者の住所及び氏名（登載省略）

1 人

2 送達する書類名

交付要求通知書

告示 第 731 号

平成 25 年 9 月 27 日

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当する機関を指定したので、生活保護法第 55 条の 2 第 1 号の規定により告示する。

熊本市長 幸山政史

医療機関名称・所在地・開設者氏名	診療科目	指定年月日
(医科)		
宮本外科・消化器内科 熊本市北区八景水谷二丁目 6-26	外科・消化器内科	平成 25 年 8 月 1 日

医療法人 メディカルフォレスト 理事長 宮本 大典		
(薬局)		
薬局 昊 熊本市南区薄場三丁目 11-47 有限会社坂本調剤薬局 代表取締役 木村 哲	薬局	平成 25 年 9 月 1 日
うさぎ薬局島崎店 熊本市西区島崎五丁目 4-31 有限会社 フジタ薬局 取締役 内村 真一朗	薬局	平成 25 年 9 月 2 日
(柔道整復)		
渡邊整骨院 渡邊 新也 熊本市中央区国府本町 10-1 渡邊整骨院 渡邊 新也	柔道整復	平成 25 年 9 月 6 日
(あん摩・マッサージ)		
ハリ・マッサージOK 渡邊 新也 熊本市中央区国府本町 10-1 渡邊整骨院 渡邊 新也	あん摩・マッサー ジ	平成 25 年 9 月 6 日
(はり・灸)		
ハリ・マッサージOK 渡邊 新也 熊本市中央区国府本町 10-1 渡邊整骨院 渡邊 新也	はり・灸	平成 25 年 9 月 6 日

告 示 第 7 3 2 号

平成 25 年 9 月 27 日

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により次の指定医療機関から変更の届出があったので、同法第 55 条の 2 第 2 号の規定により告示する。

熊本市長 幸山政史

医療機関名称・所在地・開設者氏名		変更年月日	変更事由
(あん摩・マッサージ)			
新	ニコニコ鍼灸院 熊本市北区清水万石一丁目 8-47 境 誠二		
旧	ニコニコ鍼灸院 熊本市中央区中唐人町 8 1F 境 誠二	平成 25 年 8 月 1 日	所在地変更

告 示 第 7 3 3 号

平成 25 年 9 月 27 日

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により次の指定医療機関から廃止の届出があったので、同法第 55 条の 2 第 2 号の規定により告示する。

熊本市長 幸山政史

医療機関名称・所在地・開設者氏名		廃止年月日
(医科)		
宮本外科胃腸科医院 熊本市北区八景水谷二丁目 6-26		平成 25 年 7 月 31 日

宮本 大典 (柔道整復)	
甲斐整骨院 帯山院 熊本市中央区帯山六丁目 8-41 渡邊 大	平成 25 年 6 月 1 日

告 示 第 7 3 4 号
平成 25 年 9 月 27 日

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 51 条第 1 項の規定により次の指定医療機関から辞退の届出があったので、同法第 55 条の 2 第 3 号の規定により告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

医療機関名称・所在地・開設者氏名	辞退年月日
(はり・きゅう)	
にれのき坂鍼灸院 熊本市北区榆木二丁目 10-67 井口 浩二	平成 25 年 7 月 15 日

告 示 第 7 3 5 号
平成 25 年 9 月 27 日

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 1 項、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定により、介護扶助及び介護支援給付のための介護を担当する機関を指定したので、生活保護法第 55 号の 2 第 1 号の規定により告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

介護機関名称・所在地・開設者氏名	事業の種類	指定年月日
薬局 昊 熊本市南区薄場三丁目 11 番 47 号 有限会社 坂本調剤薬局 代表取締役 木村 哲	居宅療養管理指導・ 介護予防居宅療養管理指導	平成 25 年 9 月 1 日
ケアプランセンター しんしん 熊本市北区龍田弓削一丁目 16 番 38 号 株式会社グローバル介護サービス 代表取締役 白石 尊康	居宅介護支援	平成 25 年 9 月 1 日
リハビリテーション・スタジオ aruco 熊本市東区新南部一丁目 1-61 シティライフ平井 株式会社 Bacc i 代表取締役 奥羽 政資	通所介護・介護予防 通所介護	平成 25 年 9 月 3 日
ひまわり薬局 熊本中央区神水 1-20-7 有限会社 健康共同ファルマ 代表取締役 鳴海 真弓	介護予防居宅療養管理指導	平成 25 年 8 月 29 日
ほうむ日向崎 熊本中央区島崎一丁目 9 番 29 号 第二グリーン コーポ 1 F 株式会社 ほうむ 代表取締役 武田 弘明	通所介護・介護予防 通所介護	平成 25 年 9 月 2 日

あすなろ熊本ヘルパーステーション 熊本市南区城南町舞原342番地2 株式会社あすなろ 代表取締役 森内 勝巳	訪問介護・介護予防 訪問介護	平成25年9月1日
あすなろ熊本デイサービスセンター 熊本市南区城南町舞原344番地2 株式会社あすなろ 代表取締役 森内 勝巳	通所介護・介護予防 通所介護	平成25年9月1日
あすなろ熊本ケアプランセンター 熊本市南区城南町舞原342番地2 株式会社あすなろ 代表取締役 森内 勝巳	居宅介護支援	平成25年9月1日
ベストケアセンター 熊本市南区田迎二丁目3番11号田迎ハイツ200 株式会社 栄真 代表取締役 松永 美智子	訪問介護・介護予防 訪問介護	平成25年9月1日
訪問看護ステーションきんもくせい 熊本市南区富合町古閑1012 医療法人相生会 理事長 入江 伸	訪問看護・介護予防 訪問看護	平成25年9月1日
にしくまもと病院指定居宅介護支援事業所 熊本市南区富合町古閑1012 医療法人相生会 理事長 入江 伸	居宅介護支援	平成25年9月1日

告示 第 736 号

平成25年9月27日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項の規定により次の指定介護機関から変更の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

熊本市長 幸山政史

	介護機関名称・所在地・開設者氏名	変更年月日	変更事由
新	介護機関名称：有限会社 徳工房 所在地：熊本市南区富合町国町235-2 開設者：有限会社 徳工房 取締役 松本 もとみ	平成25年8月27日	所在地・その他変更
旧	介護機関名称：有限会社 徳工房 所在地：熊本市南区富合町国町159番地 開設者：有限会社 徳工房 代表取締役 松本 茂徳		
新	介護機関名称：へるぱーすてーしょん七つの子 所在地：熊本市西区河内町野出44-1 開設者：有限会社ふくし村 取締役 開 美張	平成25年9月1日	所在地変更
旧	介護機関名称：へるぱーすてーしょん七つの子 所在地：熊本市中央区新町三丁目4-2兵庫屋ビル 開設者：有限会社ふくし村 取締役 開 美張		
新	介護機関名称：デイサービスセンターてんてんてまり 所在地：熊本市西区河内町野出61-13 開設者：有限会社ふくし村 取締役 開 美張	平成25年7月1日	所在地変更
旧	介護機関名称：デイサービスセンターてんてんてまり 所在地：熊本市中央区新町三丁目4-2兵庫屋ビル 開設者：有限会社ふくし村 取締役 開 美張		

告 示 第 7 3 7 号

平成 25 年 9 月 27 日

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 4 項の規定により次の指定介護機関から廃止の届出があったので、同法第 55 条の 2 第 2 号の規定により告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

介護機関名称・所在地・開設者氏名	廃止年月日
あすなろ熊本デイサービスセンター 熊本市南区城南町舞原 344-2 一般社団法人医療介護施設助成事業団 代表理事 静 政則	平成 25 年 8 月 31 日
あすなろ熊本ケアプランセンター 熊本市南区城南町舞原 342-2 一般社団法人医療介護施設助成事業団 代表理事 静 政則	平成 25 年 8 月 31 日
あすなろ熊本ヘルパーステーション 熊本市南区城南町舞原 342-2 一般社団法人医療介護施設助成事業団 代表理事 静 政則	平成 25 年 8 月 31 日
うすば通所介護支援事業所 熊本市南区薄場二丁目 10 番 2 号 特定非営利活動法人わいわい 理事長 中西 ケサト	平成 25 年 9 月 30 日

告 示 第 7 3 8 号

平成 25 年 9 月 27 日

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項本文の指定及び同法第 53 条第 1 項本文の指定をしたので、同法第 78 条及び同法第 115 条の 10 の規定により告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名	指定年月日	サービスの種類
4370109953	デイサービス よりあい 熊本市北区四方寄町 426 番地 1	医療法人松実会 熊本市北区四方寄町 1411 番地 9 理事長 松崎 博充	平成 25 年 10 月 1 日	通所介護
4370109953	デイサービス よりあい 熊本市北区四方寄町 426 番地 1	医療法人松実会 熊本市北区四方寄町 1411 番地 9 理事長 松崎 博充	平成 25 年 10 月 1 日	介護予防通所介護

告 示 第 7 3 9 号

平成 25 年 9 月 27 日

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項本文の指定をしたので、同法第 78 条の規定により告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名	指定年月日	サービスの種類
-----------	-------------	--------------------------	-------	---------

4370109 961	茶話本舗デイサービスおやまだんち 熊本市西区島崎六丁目9番5号	株式会社ウッドランドパス 熊本市菊池市野間口216番地 代表取締役 高山 達三	平成25年 10月1日	通所介護
----------------	------------------------------------	---	----------------	------

告 示 第 7 4 0 号
平成 25 年 9 月 27 日

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項本文の指定及び同法第 53 条第 1 項本文の指定をしたので、同法第 78 条及び同法第 115 条の 10 の規定により告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名	指定年月日	サービスの種類
437010 9979	リハビリケアセンター すまいる 新地 熊本市北区清水新地一丁目 5 番 8 号	株式会社 ReLife aid 熊本市北区八景水谷一丁目 33 番 37 号 ロイヤルコーポ NAKANO 代表取締役 中野 茂	平成 25 年 10 月 1 日	通所介護
437010 9979	リハビリケアセンター すまいる 新地 熊本市北区清水新地一丁目 5 番 8 号	株式会社 ReLife aid 熊本市北区八景水谷一丁目 33 番 37 号 ロイヤルコーポ NAKANO 代表取締役 中野 茂	平成 25 年 10 月 1 日	介護予防通所介護

告 示 第 7 4 1 号
平成 25 年 9 月 30 日

健康保険法等の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 26 号）附則第 130 条の 2 第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第 26 条の規定による改正前の介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 113 条の規定による届出がされたので、同法第 115 条の 2 及び同法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 140 条の 2 の規定により、次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名	指定辞退年月日	サービスの種類
4310124 179	吉村産婦人科内科皮膚科医院 熊本市中央区子飼本町 6 番 20 号	熊本市中央区子飼本町 6 番 20 号 吉村 順次	平成 25 年 9 月 30 日	介護療養型医療施設

告 示 第 7 4 2 号
平成 25 年 9 月 30 日

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 75 条の規定による届出がされたので、同法第 78 条及び同法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 131 条の 2 の規定により、次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名	廃止年月日	サービスの種類
4310124 179	吉村産婦人科内科皮膚科医院 熊本市中央区子飼本町6番20号	熊本市中央区子飼本町6番20号 吉村 順次	平成25年 9月30日	(介護予防) 短期入所療養介護
4310121 555	医療法人 聖ヶ塔病院 熊本市西区河内町船津897	医療法人財団 聖十字会 熊本市西区河内町船津897 理事長 末永 英文	平成25年 9月30日	(介護予防) 短期入所療養介護

告 示 第 7 4 3 号

平成 25 年 9 月 30 日

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 46 条第 1 項の規定により指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第 85 条及び同法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 133 条の 2 の規定により告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名	指定年月日	サービスの種類
437010 9995	居宅介護支援事業所 グッドライフ熊本駅前 熊本市西区春日二丁目 1 番 24 号	社会福祉法人青照会 熊本市西区春日二丁目 1 番 24 号 理事長 竹村 照章	平成 25 年 10 月 1 日	居宅介護支援

告 示 第 7 4 4 号

平成 25 年 9 月 30 日

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 53 条第 1 項本文の指定をしたので、同法第 115 条の 10 の規定により告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名	指定年月日	サービスの種類
437010 9136	デイサービス りんどう 熊本市西区上高橋二丁目 19 番 1 号	有限会社花もめん 熊本市西区上代一丁目 2 番 20 号 代表取締役 田邊 由子	平成 25 年 10 月 1 日	介護予防通所介護

告 示 第 7 4 5 号

平成 25 年 9 月 30 日

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項本文の指定及び同法第 53 条第 1 項本文の指定をしたので、同法第 78 条及び同法第 115 条の 10 の規定により告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名	指定年月日	サービスの種類

43701 10001	デイサービス グッドライフ熊本駅前 熊本市西区春日二丁目1番24号	社会福祉法人青照会 熊本市西区春日二丁目1番24号 理事長 竹村 照章	平成25年 10月1日	通所介護
43701 10001	デイサービス グッドライフ熊本駅前 熊本市西区春日二丁目1番24号	社会福祉法人青照会 熊本市西区春日二丁目1番24号 理事長 竹村 照章	平成25年 10月1日	介護予防通所介護

告 示 第 7 4 6 号

平成 25 年 9 月 30 日

介護保険法（平成 9 年 12 月 17 日法律第 123 号。以下「法」という。）第 41 条第 1 項本文の指定及び法第 53 条第 1 項本文の指定をしたので、法第 78 条及び法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 131 条の 2 並びに法第 115 条の 10 及び法施行規則第 140 条の 23 の規定により告示する。

熊本市長 幸山政史

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名	指定年月日	サービスの種類
4370109 946	クローバー訪問介護事業所 熊本市北区植木町大和 87-6	株式会社あらきの家 熊本市北区植木町大和 87-6 代表取締役 西島 幸子	平成 25 年 10 月 1 日	訪問介護
4370109 946	クローバー訪問介護事業所 熊本市北区植木町大和 87-6	株式会社あらきの家 熊本市北区植木町大和 87-6 代表取締役 西島 幸子	平成 25 年 10 月 1 日	介護予防訪問介護

公 告

公 告 第 6 5 8 号

平成 25 年 9 月 17 日

「第三次熊本市保育所整備計画」に基づく平成 25 年度分の保育所設置認可協議に係る募集地域、設置認可保育所数及び募集要領について次のとおり定めたので、公告する。

熊本市長 幸山政史

1 募集地域及び設置認可保育所数

保育所設置認可予定地は以下の小学校区とし、保育所の定員は 90 人以上 120 人まで、設置認可保育所数は 2ヶ所又は 3ヶ所までとする。

川上、西里、北部東、高平台、山東、植木、桜井、花園、池田、壺川、帶山、西原、託麻西、託麻南、長嶺、山ノ内、月出、尾ノ上、託麻東、東町、託麻原、帶山西、田迎、田迎南、出水南、出水、砂取、健軍、健軍東、若葉、泉ヶ丘、画図、桜木、秋津、白山、春竹、向山、日吉東及び御幸校区

2 応募資格

平成 25 年度分の保育所設置認可協議に応募できる者は次の各号のすべてに該当する者とする。

(1) 既設社会福祉法人、新設社会福祉法人、学校法人、一般財団法人、公益財団法人、特例財団法人、一般社団法人、公益社団法人、特例財団法人、その他法人、個人

(2) 市町村税の滞納がないもの

(3) 熊本市暴力団排除条例第 2 条第 1 号から第 3 号に掲げるものでないこと。

3 協議書配布期間及び提出期限

平成 25 年度分の保育所設置認可協議に応募する者は、協議に要する関係書類に必要事項を記入し、以下の期間に熊本市健康福祉子ども局保育幼稚園課に提出しなければならない。

(1) 協議書提出期間

平成 25 年 9 月 17 日(火)から平成 25 年 10 月 25 日(金)まで(土曜、日曜、祝祭日は除く)

(2) 受付時間

午前 9 時から午後 5 時まで

なお、協議書の配布は、平成 25 年 9 月 17 日(火)午前 9 時から平成 25 年 10 月 25 日(金)午後 5 時まで(土曜、日曜、祝祭日は除く)とする。

(3) 協議書配布並びに協議書受付場所

熊本中央区手取本町 1 番 1 号 熊本市役所健康福祉子ども局保育幼稚園課

TEL 096-328-2568

FAX 096-352-2338

4 認可の決定並びに通知

「第三次熊本市保育所整備計画」、「熊本市児童福祉施設設置整備審査基準」及び法令等に合致したものについて、熊本市社会福祉施設整備審査会で決定し、保育所設置認可協議に応募した者に對して審査の結果を通知する。

公 告 第 6 5 9 号

平成 25 年 9 月 17 日

都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸山政史

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

熊本市南区御幸木部三丁目 1685 番 2、1688 番、1709 番 1、1709 番 2、1710 番及び市道、水路の一部

4,898.72 平方メートル

2 許可を受けた者の住所及び氏名

熊本市東区健軍四丁目 5 番 7 号

株式会社 マスダ不動産開発

代表取締役 増田 博文

公 告 第 6 6 1 号

平成 25 年 9 月 19 日

都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸山政史

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

熊本市東区小峯一丁目 2646 番、2646 番 2、2647 番 3

1,671.72 平方メートル

2 許可を受けた者の住所及び氏名

熊本市東区月出五丁目 4 番 16-1 号

北野 忠男

公 告 第 6 6 2 号

平成 25 年 9 月 19 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

熊本市西区上代十丁目 621 番 1、622 番 1
641.48 平方メートル

- 2 許可を受けた者の住所及び氏名

熊本市中央区平成三丁目 16 番 27 号
株式会社 九建ホーム
代表取締役 福嶋 正夫

公 告 第 6 6 3 号

平成 25 年 9 月 19 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

熊本市北区下硯川町字鶴ノ下 1836 番 2、1836 番 3、1836 番 9、1836 番 10
425.47 平方メートル

- 2 許可を受けた者の住所及び氏名

熊本市北区下硯川二丁目 7 番 38 号 クリアネスサウス 201
川口 誠一
川口 士保

公 告 第 6 6 4 号

平成 25 年 9 月 19 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

熊本市東区戸島西七丁目 2734 番 6
495.35 平方メートル

- 2 許可を受けた者の住所及び氏名

熊本市東区健軍本町 37 番 7 号
泉 昌孝

公 告 第 6 6 5 号

平成 25 年 9 月 19 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

熊本市東区長嶺東六丁目 693 番 1
2,178.16 平方メートル

2 許可を受けた者の住所及び氏名
熊本市東区長嶺東五丁目 13 番 20 号
吉川 豊春

公告 第 666 号
平成 25 年 9 月 20 日

熊本市物品売買（修理）契約参加資格者に関する要綱（平成 13 年 9 月 28 日制定）第 2 条の規定に基づき、熊本市が発注する物品売買等の契約に係る競争入札（見積）に参加する者の必要な資格、その他について次のとおり定めたので公告する。

熊本市長 幸山政史

1 登録できる者の資格

契約希望者として登録することできる者、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者
 - (2) 熊本市が締結する契約等からの暴力団等の排除措置要綱（平成 18 年告示第 105 号）第 3 条第 1 号に該当する者
 - (3) 審査基準日（申請書を受理した日の属する月の初日をいう。）以前 1 年以上引き続き営業を営んでいない者（市長が特に認めた者を除く。）
 - (4) 営業に関し、法律上資格等を必要とする場合にあって、それらの資格を有しない者
- ※ 市税並びに消費税及び地方消費税の滞納がある者については、参加資格者として登録は行うが、熊本市業務委託契約等に係る指名競争入札参加者等指名基準取扱い要綱（平成 20 年 12 月 26 日施行）に従い、納税されるまでは指名を行わず、また見積合わせに参加できないものとする。

2 その他の資格要件

前項に定めるもののほか、次に掲げる事項を物品売買等の契約に係る競争入札（見積）に参加する資格審査の要件とする。

- (1) 直前 2 年間の決算における販売・製造実績
- (2) 直前 2 年間の決算における経営状況
- (3) 営業年数・従業員数及び生産設備の種類・規模

3 登録申請の受付時期

- (1) 定期受付 平成 25 年 10 月 1 日から平成 25 年 10 月 31 日まで
(土曜、日曜、祝日を除く。)
- (2) 随時受付 平成 25 年 11 月 1 日から閉庁日を除く毎日

（ただし、月単位の受付とする。）

※ 受付時間 9 時から 16 時まで（ただし、正午から 13 時までを除く。）

4 登録申請の受付場所

熊本中央区花畠町 3-1（花畠町別館 4 階）
熊本市総務局契約検査室 物品契約班

5 申請書の提出方法

持参または、郵送

ただし、郵送による定期受付の場合は、平成 25 年 10 月 1 日（火）から平成 25 年 10 月 31 日（木）までの必着とする。

6 登録決定の通知

資格審査結果通知書（様式第 8 号）を発送するとともに、登録決定者は参加資格者名簿に登載するものとする。

7 登録資格の有効期間

- (1) 定期受付 平成 26 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで
- (2) 随時受付 原則として、申請書を受理した月の翌々月の 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで

8 提出書類

物品競争入札（見積）参加資格審査申請者を本市において定める様式により、次に掲げる書類を添えて提出すること。

ア 競争入札（見積）参加資格審査申請書

様式第 1 号	申請書	1 通
様式第 1 号の 2	審査事項	1 通
様式第 1 号の 3	主要取引実績一覧表	1 通
様式第 2 号	誓約書	1 通
様式第 3 号	委任状（支店等で直接取引きする場合）	1 通
様式第 4 号	取扱品目説明一覧表	業種毎 1 通
様式第 5 号	印刷物取扱調書（印刷業者用）	1 通
様式第 5 号の 2	生産設備明細書（印刷業者用）	1 通
様式第 6 号	生産設備明細書（被服・縫製業者用） ※既製品のみは不要	1 通
様式第 7 号	生産設備明細書（車両修理業者用）	1 通

イ 登記事項証明書

(法人の場合、現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書)	写し 1 通
ウ 印鑑証明書	原本 1 通
エ 消費税納税証明書	写し 1 通
オ 市税滞納有無調査承諾書	1 通
カ 個人住民税特別徴収実施確認書	1 通
キ 役員等名簿及び照会承諾書	1 通
ク 財務諸表（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書等） 直近 2 度分	写し 1 通
ケ 返信用封筒（80 円切手添付）及び返信用葉書（郵送申請の場合のみ）	1 通
コ 防炎表示者認定証（縫製業・インテリア類に該当する業者）	写し 1 通
サ 医薬品販売業の許可証（薬品業者）	写し 1 通
シ 受託車両保険（車両修理業者）	写し 1 通
ス 古物商許可証（不用品買入業者）	写し 1 通
セ 液化石油ガス販売事業者登録簿又は事業登録証（L P ガス販売業者）	写し 1 通
ソ L P ガス業者賠償責任保険付保証明書（L P ガス販売業者）	原本 1 通
タ 保安業務を行う者の認定証又は委託契約書（L P ガス販売業者）	写し 1 通
チ 相手方登録申請書	1 通
ツ I S O 認証登録証	写し 1 通
テ 代理店等証明書	原本 1 通
ト その他市長が必要と認める書類	1 通

公 告 第 6 6 7 号

平成 25 年 9 月 20 日

土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 103 条第 3 項の規定に基づき、城南町中央土地区画整理組合理事長甲斐一行から熊本都市計画事業城南町中央土地区画整理事業について、換地処分を完了した旨の届出があつたので、同条第 4 項の規定により公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

換地処分の内容 平成 25 年 7 月 16 日付け熊本市指令（都活）第 17 号で認可した換地計画のとおり。

公告 第 668 号
平成 25 年 9 月 24 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸山政史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市東区長嶺東六丁目 694 番 2
1,692.64 平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
熊本市東区長嶺東五丁目 12 番 22 号
吉川 喜一

公告 第 669 号
平成 25 年 9 月 24 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸山政史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市東区御領三丁目 548 番 2、548 番 6
1,026.21 平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
福岡県糟屋郡新宮町下府七丁目 3 番 10 号
鈴木 正明

公告 第 670 号
平成 25 年 9 月 24 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸山政史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市西区春日二丁目 551 番の一部
3,668.99 平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目 10 番 7 号
国土交通省九州地方整備局長 岩崎泰彦
熊本中央区本荘六丁目 17 番 21 号
株式会社 熊本合同庁舎 PFI
代表取締役 丸山 明

公告 第 671 号
平成 25 年 9 月 26 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

熊本市北区龍田六丁目 912 番 286

1,762.97 平方メートル

2 許可を受けた者の住所及び氏名

熊本市北区武蔵ヶ丘五丁目 2 番 18 号

有限会社 ナイトウコーポレーション

代表取締役 内藤 幸明

菊池郡菊陽町大字津久礼 76 番地 3

有限会社 ジョイント

代表取締役 上村 信敏

公 告 第 672 号

平成 25 年 9 月 27 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

熊本市南区富合町平原字佐原塚 194 番 1

201.67 平方メートル

2 許可を受けた者の住所及び氏名

熊本市南区富合町平原 905 番地 1

成松 孝史

公 告 第 673 号

平成 25 年 9 月 27 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

熊本市北区榆木三丁目 1397 番 3 の一部、1397 番 4 の一部、1397 番 5、1397 番 10、1397 番 11、

麻生田二丁目 2041 番 1 及び市道

4,996.58 平方メートル

2 許可を受けた者の住所及び氏名

熊本市東区尾ノ上一丁目 5 番 20 号

株式会社 南栄開発

代表取締役 泉 清

公 告 第 674 号

平成 25 年 9 月 30 日

農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 8 条第 1 項の規定に基づく熊本農業振興地域整備計画の一部を次のとおり変更したので、同法第 13 条第 4 項において準用する同法第 12 条第 2 項の規定により次の場所において縦覧に供する。

熊本市長 幸 山 政 史

1 変更内容

農用地利用計画の変更

番号	変更しようとする土地の所在	面積 (a)	変更理由
1	熊本市西区小島二丁目 363、350、347、 337、334、362、351、346、33 8、333	100.03	新西部環境工場建設に係る地元還元余熱利用施設 用地として除外

2 縦覧場所

熊本市農水商工局農業政策課

熊本中央区役所総務企画課

熊本東区役所農業振興課

熊本西区役所農業振興課

熊本南区役所農業振興課

熊本北区役所農業振興課

公 告 第 675 号

平成 25 年 9 月 30 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸山政史

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

熊本市西区小島五丁目 389 番 1

1,589.02 平方メートル

2 許可を受けた者の住所及び氏名

熊本中央区平成三丁目 16 番 27 号

株式会社 九建ホーム

代表取締役 福嶋 正夫

西 区

西区告示第 8 号

平成 25 年 9 月 20 日

住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 8 条、住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 292 号）第 8 条及び第 12 条第 1 項の規定により、次の者の住民票を平成 25 年 9 月 13 日に職権により消除したので、同条第 4 項の規定により告示する。

熊本市西区長 永田剛毅

以下、登載省略

上 下 水 道 局

上下水道局規程第 25 号

平成 25 年 9 月 20 日

熊本市上下水道局事務分掌規程の一部を改正する規程を公布する。

熊本市上下水道事業管理者 宮原國臣

熊本市上下水道局事務分掌規程の一部を改正する規程

熊本市上下水道局事務分掌規程（昭和 42 年水道局規程第 11 号）の一部を次のように改正する。

別表城南営業所の項中「城南町坂野」の次に「、城南町さんさん一丁目、城南町さんさん二丁目」を加える。

附 則

この規程は、城南町中央土地区画整理事業に係る換地処分の公告があった日の翌日から施行する。

上下水道局告示第 58 号

平成 25 年 9 月 19 日

熊本市排水設備指定工事店を新たに指定したので、熊本市下水道条例施行規程（平成 21 年上下水道局規程第 36 号）第 22 条第 1 号の規定により、次のとおり告示する。

熊本市上下水道事業管理者 宮原國臣

指定番号	所在地・商号・代表者名	指定年月日
第 704 号	上益城郡益城町下陳 1360 番地 有限会社西山設備工業 代表取締役 西山 和典	平成 25 年 9 月 17 日

上下水道局公告第 41 号

平成 25 年 9 月 26 日

平成 26 年度及び平成 27 年度における熊本市上下水道局が発注する物品の売買若しくは修理又は製造の請負契約に係る入札（見積）（以下「競争入札等」という。）に参加するために必要な資格（以下「参加資格」という。）及びその審査に関し必要な事項を定めたので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「令」という。）第 167 条の 5 第 2 項（令第 167 条の 11 第 3 項において準用する場合を含む。）及び熊本市上下水道局物品売買（修理）契約参加資格者に関する要綱（平成 22 年 12 月 24 日制定）第 3 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

熊本市上下水道事業管理者 宮原國臣

1 申請書類の受付

(1) 受付期間

ア 定期受付

平成 25 年 10 月 1 日（火）から同月 31 日（木）まで

イ 隨時受付

平成 25 年 11 月 1 日（金）以降随時（ただし、月単位の受付とする。）

※ これらの期間のうち、熊本市の休日及び期限の特例を定める条例（平成元年条例第 32 号）

第 1 条に規定する市の休日を除く。

(2) 受付時間

午前 9 時から午後 4 時まで（ただし、正午から午後 1 時までを除く。）

(3) 申請書類の提出方法

持参又は郵送（ただし、郵送の場合の定期受付は、平成 25 年 10 月 31 日（木）までの必着とする。）

(4) 受付場所（送付先）

〒862-0954

熊本市中央区神水一丁目 3 番 1 号ヨネザワ熊本県庁前ビル 2 階

熊本市上下水道局総務課総務係

2 申請書類

競争入札等に参加しようとする者は、次に掲げる書類のうち必要とされるもの（以下「申請書類」という。）を熊本市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）に提出しなければならない。

- (1) 物品競争入札（見積）参加資格審査申請書（様式第 1 号）
- (2) 審査事項（様式第 2 号）
- (3) 主要取引実績一覧表（様式第 3 号）
- (4) 誓約書（様式第 4 号）
- (5) 支店、営業所等の長等に熊本市上下水道局との取引の権限を委任する場合にあっては、委任状（様式第 5 号）
- (6) 取扱品目説明一覧表（様式第 6 号）
- (7) 印刷物取扱調書（印刷業者用）（様式第 7 号）及び生産設備明細書（印刷業者用）（様式第 8 号）
- (8) 生産設備明細書（被服業者用）（様式第 9 号）〈既製品のみは不要〉
- (9) 生産設備明細書（車両修理業者用）（様式第 10 号）
- (10) 市税滞納有無調査承諾書
- (11) 相手方登録申請書（新規業者及び変更業者の場合）
- (12) 役員等名簿及び照会承諾書
- (13) 法人にあっては登記事項証明書（現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書）
- (14) 印鑑登録証明書（原本）
- (15) 消費税及び地方消費税について未納がないことの証明書
- (16) 法人にあっては申請書を提出する日の属する年度の直前の事業年度 2 年度分の財務諸表（貸借対照表、損益決算書及び株主資本等変動計算書等をいう。）、個人にあっては申請書を提出する日の直前 2 年分の所得税確定申告書の写し
- (17) 水道料金等滞納有無調査承諾書
- (18) 営業に関し法令上必要とする許可、登録、資格等（以下「許可等」という。）の証明書
- (19) I S O 認証登録証の写し
- (20) 前各号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める書類

3 参加資格を有しない者

次の各号のいずれかに該当する者は、参加資格を有しないものとする。

- (1) 令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者
- (2) 熊本市上下水道局が締結する契約等からの暴力団等の排除措置要綱第 3 条第 1 号に該当する者
- (3) 審査基準日（申請書類を受け付けた日の属する月の初日をいう。）以前 1 年以上引き続き営業を営んでいない者（管理者が特に認めた者を除く。）
- (4) 営業に関し、法令上許可等を必要とする場合にあって、当該許可等を有しない者

4 問い合わせ先

熊本県中央区神水一丁目 3 番 1 号ヨネザワ熊本県庁前ビル 2 階

熊本市上下水道局総務課総務係

電話 096-361-5463

教 育 委 員 会

教委告示第 13 号
平成 25 年 9 月 30 日

熊本市教育委員会会議を次のとおり開催する。

熊本市教育委員会委員長 崎元達郎

1 日時

平成 25 年 10 月 5 日（土）午後 4 時 30 分から

2 場所

マスミユーチュアル生命ビル 7階会議室
3 議案
給食費について

農 業 委 員 会

農 委 公 告 第 9 号
平成 25 年 9 月 30 日

熊本市農業委員会総会会議規則第 2 条により農業委員会総会を次のとおり招集する。

熊本市農業委員会会長 森 日 出 輝

1 日時 平成 25 年 10 月 8 日 (火) 午後 3 時

2 場所 市役所 14 階大ホール

3 議題

第 1 号議案 農地法第 3 条の規定に基づく許可申請 (会許可分)

第 2 号議案 事業計画変更

第 3 号議案 農地法第 4 条の規定に基づく許可申請

第 4 号議案 農地法第 5 条の規定に基づく許可申請

第 5 号議案 土地改良法 3 条による資格証明願

第 6 号議案 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画 (7 号)

第 7 号議案 農業経営基盤強化促進法による買入協議

第 8 号議案 引き続き農業経営を行っている旨の証明願